



川高障発第114号
平成30年7月11日

(1110405290)

川越市長 川合 義明
(公 印 省 略)

川越市重度心身障害者医療費支給制度の現物給付における一部負担金助成限度額
の変更について (お知らせ)

本市の保健医療行政につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し
上げます。

さて、平成30年8月診療分から実施される前期高齢者及び後期高齢者医療保険加入者
に対する高額療養費上限額の変更に伴い、本市が行う重度心身障害者医療費支給制度において
現物給付(窓口無料)を行って頂く際の一部負担金助成限度額を下記のとおり変更いたしま
すので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 変更対象者
川越市重度心身障害者医療費受給者のうち、前期高齢者または後期高齢者医療保険加入者
2. 変更内容
[変更前] 上記対象者が、現物給付(窓口無料)を受ける際の一部負担金助成限度額は、
1か月間の一部負担金合計額12,000円未満とする
[変更後] 上記対象者が、現物給付(窓口無料)を受ける際の一部負担金助成限度額は、
1か月間の一部負担金合計額18,000円未満とする
3. 変更年月
平成30年8月診療分から
4. 備考
~~一部負担金助成限度額は、1か月間の一部負担金合計額21,000円~~
~~未満と変更いたします。~~

・【問い合わせ先】
川越市役所高齢・障害医療課 障害者医療担当
電話 049-224-6195 (直通)